

社会保険

ほっかいど



2021
No. 469

1

January

2

February

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P3

- 賞与支払届等の提出漏れはありませんか？
- 標準報酬月額の特例改定が延長等することになりました

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P5

- 協会けんぽ出張相談窓口の閉鎖について
- 医療費のお知らせをお送りいたします
- インセンティブ制度について
- Twitterで情報をお届けしています！

社会保険支部だより P7

100年時代に備える マネープラン P8

- ねんきん定期便に記載の「年金額」ほか



北海道150年の歴史～層雲峡温泉水瀑まつり

賀 正

本年も何卒よろしく
お願い申し上げます

一般財団法人
北海道社会保険協会

会 長

氏 家 和 彦

日本年金機構
札幌西地域代表年金事務所

所 長

鳥 井 裕 文

全国健康保険協会
北海道支部

支 部 長

大 場 久 夫

羊蹄山の日の出
蘭越町

年頭のあいさつ

一般財団法人北海道社会保険協会
会 長 氏 家 和 彦

新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様には、お健やかに新しい年をお迎えの
こととお慶び申し上げます。

旧年中は、当協会の事業運営に格別のご理解とご
協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によ
り、会員の皆様並びにご家族や職場をはじめ、様々
な分野で大きな不安と混乱が生じた年でもありまし
た。

これまでの間の皆様のご労苦をお察し申し上げます
とともに、今後の早期収束を心より願っております。

さて、急速な少子高齢化社会のもと、豊かな老後
のため安心できる年金制度や医療保険制度等に対す
る期待とともに、その関心は益々高まっています。

このような情勢のもと、当協会といたしまして
は、日本年金機構、全国健康保険協会等関係機関と
緊密な連携を図りながら、広報紙『社会保険ほっか
いどう』の発行及び「社会保険事務講習会」「労働保
険事務講習会」の開催による社会保険制度や労働保
険制度に関するタイムリーな情報提供、「年金とナ
イスライフセミナー」「女性のための年金&ライフプ
ランセミナー」の開催で年金の基礎知識説明と生活
設計のアドバイス、「健康づくり講習会」の開催に
よる健康増進の推進、各種社会保険参考図書等の配付
等を実施してまいりました。

本年もこれらの事業を更に推進し、会員の皆様に
お役に立てるよう努めてまいります。

引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお
願い申し上げます。

結びに、この一年の皆様方の益々のご活躍とご多
幸を心から祈念申し上げます、年頭のご挨拶とご
させていただきます。

賞与支払届等の提出漏れはありませんか？

～ 「賞与支払届」・「賞与支払届総括表」の提出をお願いいたします ～

事業主様が被保険者及び70歳以上被用者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要となります。

なお、賞与の支払いが無かった場合でも「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要です。

～ 対象要件 ～

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年間の支給回数が3回以下のものが対象となります。

なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされます。

また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は対象外です。

～ 提出方法 ～

届書の提出方法は次のとおりです。

届 書	被保険者賞与支払届・被保険者賞与支払届総括表
提出時期	賞与支払日から5日以内 ※同一月内に2回以上賞与の支払いを行う場合は、その月の最後に賞与を支払った日を賞与支払年月日とし、その日から5日以内にこれらの賞与額を合計して提出してください。
提出先	北海道事務センターまたは管轄の年金事務所
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参 ※詳しくは、管轄の年金事務所へお問い合わせいただくかまたは日本年金機構ホームページ (https://www.nenkin.go.jp/) をご覧ください。

電子申請で届出してみませんか？

今回の賞与支払届等の提出を機に電子申請に切り替えてみませんか。

電子申請には様々なメリットがありますので是非ご活用ください。

- ▶ 「いつでも」、「どこでも」届出することができます。また、申請する際の移動に係る時間や交通費、郵送費等のコスト削減が期待できます。
- ▶ GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。
- ▶ 紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。また、届書作成プログラムから申請データの審査状況を確認することができます。

◆ 電子申請のやり方が分からない場合は・・・

日本年金機構ホームページに利用手順と説明動画を掲載しています。

是非ご覧ください。

年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



標準報酬月額の特例改定が延長等することになりました

～ 新型コロナウイルスに伴う休業で著しく報酬が下がった方へ ～

令和2年4月から7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を特例により翌月から改定することが可能となっておりますが、今般、令和2年8月から12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方や、4月又は5月に休業により著しく報酬が下がり、特例改定を受けている方についても、特例措置が講じられることとなりました。

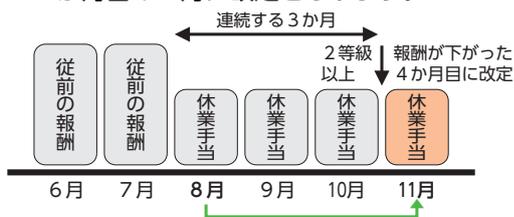
(1) 新たに休業により報酬が著しく低下した方

(次のすべてに該当する方が対象)

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年8月から12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- イ. 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方（固定的賃金の変動がない場合も対象となります）
- ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

■通常の随時改定

例えば8月から休業手当が支払われた場合、4か月目の11月に改定となります。



■特例改定

今回の特例を利用した場合、9月からの改定が可能となります。



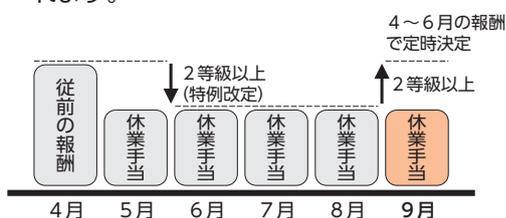
(2) 4月または5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例

(次のすべてに該当する方が対象)

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年4月または5月に報酬が著しく下がり、5月または6月に特例改定を受けた方
- イ. 8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

■通常の定時決定

4月から6月の報酬の平均で定時決定が行われます。



■特例改定

今回の特例を利用した場合、8月の報酬で定時決定が可能となります。



◎ 申請手続について

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し、令和3年2月末日までに管轄の年金事務所への郵送や窓口への提出、または電子申請（e-Gov）で申請ください。

※事務センターへ郵送しないようご注意ください。

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

詳しい内容はインターネットでご確認ください

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>

年金機構 特例改定延長

検索

協会けんぽ出張相談窓口の閉鎖について

このたび、郵送によるお手続きの増加や、来訪者の減少などから、**函館、旭川、帯広年金事務所**に設置している**協会けんぽ出張相談窓口**について**閉鎖**することといたしました。ご利用の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。

※閉鎖となるのは年金事務所内に設置している「協会けんぽ出張相談窓口」です。年金事務所の閉鎖ではございません。

最終開設日：令和**3**年（2021年）**9**月**30**日（木）

●出張相談窓口をご利用いただいている皆さまへ

申請書等の提出について

- すべての申請書は郵送で手続きができます。
- 各種申請書は、ホームページから印刷（※）することができます。また、協会けんぽにお電話（代表：011-726-0352）いただければ郵送いたします。

※白紙の申請書だけでなく、申請情報を直接入力して印刷できる様式（PDF）もご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

- ☆パソコンから直接入力でき、申請書の作成時間短縮が可能です。
- ☆各記入項目の説明を参照しながら入力できます。
- ☆記入漏れや記入誤り等を自動でチェックし、お知らせします。

ご注意
下さい

協会けんぽ関係の書類については、年金事務所でお預かりすることは一切できませんので、出張相談窓口の閉鎖後は、郵送で協会けんぽにご提出をお願いいたします。

医療費のお知らせをお送りいたします

協会けんぽでは、加入者（被保険者および被扶養者）の皆さまに、ご自身の治療にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お送りしております。

令和2年度につきましては、以下の日程で事業所さま宛てに発送を予定しておりますので、被保険者さまへの配付をお願いいたします。

《発送予定日》 令和3年1月中旬～令和3年2月上旬

《お知らせする期間》 主に令和元年10月診療分～令和2年9月診療分

ポイント

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際には、領収書の提出に代わり、医療費控除の明細書（※）の添付が必要となりましたが、協会けんぽから送付する「医療費のお知らせ」を添付すると、**医療費控除の明細書の添付を省略**できます。

なお、「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費分（主に令和2年10月診療分～12月診療分）については、医療費控除の明細書を作成して、確定申告書に追加して添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

※医療費控除の明細書とは、医療費控除を受ける際に、医療機関等からの領収書に基づいて、申請者さまご自身で記入し、確定申告書に添付の上、所管の税務署に提出する書類になります。

○ 確定申告（医療費控除）に関しては国税庁ホームページ又は管轄の税務署にてご確認ください。

申告書の作成は、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」が大変便利です。

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、自動計算なので計算誤りもありません。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

○ 「医療費のお知らせ」に関しては協会けんぽへお問い合わせください。

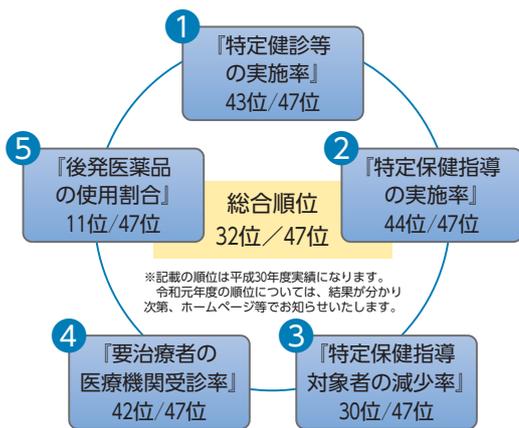
インセンティブ制度について

協会けんぽでは、平成30年より「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しています。制度の詳細と北海道支部の順位を上げるために皆さまにお願いしたい取組内容をまとめましたので、ご一読ください。

●インセンティブ制度の概要

- ①全支部の健康保険料率の中に、新たに制度の財源（0.01%）を盛り込みます。
- ②各支部の評価指標（下記5項目）の実績に応じて得点を付けます。
- ③評価指標の合計得点上位23支部に、得点に応じたインセンティブ（報奨金）を付与して健康保険料率を引き下げます。なお、下位24支部はインセンティブが発生しないため、財源負担のみ発生します。

評価指標となる5項目



順位を上げるため皆さまにお願いしたい取組

1	特定健診等の実施率	協会けんぽの健診（生活習慣病予防健診・特定健診）を毎年受けましょう！
2	特定保健指導の実施率	健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は特定保健指導を受けましょう！
3	特定保健指導対象者の減少率	保健師等のサポートを受けられる特定保健指導を利用し、生活習慣の改善に取り組みましょう。
4	要治療者の医療機関受診率	健診結果で血圧または血糖値の項目で「要治療者（再検査を含む）」の判定を受けた方は、速やかに医療機関を受診しましょう。
5	後発医薬品の使用割合	病院や薬局でお薬を受け取る際は、積極的に「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」を選択しましょう。

事業主さまへ お願いしたいこと

- 協会けんぽの健診以外を実施している場合は、健診結果データ（40歳以上）を提供願います。
- 事業所で特定保健指導を受けられるよう、環境整備にご協力願います。なお、Web面談も実施しています。
- 「要治療者（再検査を含む）」の判定を受けた従業員の方に対し、医療機関への受診を促してください。

◎皆さまの取組が健康保持・増進と健康保険料率の低減に繋がりますので、何卒ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

Twitterで情報をお届けしています！

協会けんぽ北海道支部では、令和2年10月よりTwitterを始めております。Twitterでは、協会けんぽをより身近に感じていただけるよう、健康づくりなどに関する情報について、随時発信していきます。

◎例えばこれまでにこんな情報をお届けしました！

- ・コロナ禍における適切な医療機関のかかり方
- ・深夜・早朝などの時間外受診における割増料金について
- ・皆さんに知っていただきたいお薬手帳のことについて など

アカウントをお持ちの方はフォローをお願いします！



今後も、加入者の皆さまのためになるような、知って得する情報を随時お届けしてまいりますので、ぜひ従業員の皆さまへの周知をお願いいたします。

Twitterをご覧いただく場合は『協会けんぽ北海道Twitter』で検索いただくか、右の二次元コードからご覧ください。



多くの皆さまの「リツイート」や「いいね」をお待ちしています。

協会けんぽ 北海道 Twitter 検索

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



北海道支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/hokkaido>



100年時代に備える マネープラン

働くとき年金はいくら増えるか

毎年、誕生月に送られてくる「ねんきん定期便」。これまでの年金加入期間や納めた保険料などが記載されており、将来の年金額を知る上では重要な情報が詰まったものです。

ねんきん定期便に記載の「年金額」

ねんきん定期便には、将来の年金額が記載されていますが、50歳未満と50歳以上では内容が異なります。

50歳未満の人には、これまでの加入実績に応じた年金額が記載されています。この年金額を見て、あまりの少なさにびっくりすることもあるでしょうが、この年金額は将来受け取る額ではありません。今後も年金保険料を納めていくことで徐々に増えていくのでご安心を。

50歳以上の人には、現在の給与水準がこのまま変わらないものとして60歳まで働き続けると仮定して計算した年金見込み額が記載されています。65歳前は「特別支給の老齢厚生年金」、65歳からは「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」の年金額がそれぞれ記載され

高齢任意加入で過去の穴埋め

老齢厚生年金は、給与水準が高いほど、加入期間が長いほど年金額が多くなります。このように報酬に比例して年金額が決まるので報酬比例部分ともいいます。

一方、老齢基礎年金は報酬額の高低には関係なく、20歳から60歳までの40年間において、厚生年金や国民年金に加入して保険料を納めたかどうかで年金額が決

年金額をざっくりと計算

ねんきん定期便に年金（見込み）額の記載はありませんが、これからいくら年取で何年働くと老齢厚生年金がいくら増えるのかを、正確な額ではありませんがざっくりと計算することができます。2003年4月以降の加入期間については、「平均標準報酬額※4 × 5.769 / 1000 × 厚生年金の加入月数※5」で年金額を計算します。

年取450万円の例では、450万円を12で割った375,000円を平均標準報酬額に置き換えます。5年（60月）働くと、老齢厚生年金はおおよそ13万円の増加となります。定年退職後に再雇用で働く人も、どのくらい年金が増えるかの目安が簡単に分かります。働く期間が20歳から60歳までであれば、老齢基礎年金も5

※1 経過的加算…差額加算ともいう。20歳前や60歳以後の厚生年金加入期間は老齢基礎年金に反映されないため、老齢基礎年金相当分として65歳から加算される場合がある
 ※2 加給年金…厚生年金加入期間が20年以上ある人を対象に、本人65歳から配偶者が65歳になるまで約39万円加算される。対象の配偶者は、年取850万円未満、配偶者自身が被保険者期間20年以上ある老齢厚生年金を受給していないこと
 ※3 配偶者の振替加算…加給年金は対象となる配偶者が65歳になると打ち切られる。その代わりに配偶者の老齢基礎年金に振替加算が付く。ただし昭和41年4月2日以降生まれの人には振替加算がない
 ※4 平均標準報酬額…平成15年4月以後の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計を被保険者期間の月数で割った額
 ※5 従前額保障の計算式

ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどうとみ）



銀行、不動産会社勤務を経て1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演、執筆など多方面で活動中。個人相談は3000件以上

著書：『60歳からの生き生き術』『Only Oneの家づくり』（北海道新聞社）『生命保険見直しガイド』（日本実業出版社）など多数

ています。老齢厚生年金は、「報酬比例部分」と「経過的加算※1」からなります。なお、一定の要件を満たす65歳以降の人に加算される「加給年金※2」や「振替加算※3」は記載されていません。

ねんきん定期便（50歳以上）裏面の一部分

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として12ヵ月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金 (a)		厚生年金 (b)		国民年金 (c)		国民年金 (d)		国民年金 (e)	
第1号被保険者 （国民年金加入中）	第3号被保険者 （国民年金加入中）	第1号被保険者 （厚生年金加入中）	第2号被保険者 （厚生年金加入中）	第1号被保険者 （国民年金加入中）	第2号被保険者 （国民年金加入中）	第1号被保険者 （国民年金加入中）	第2号被保険者 （国民年金加入中）	第1号被保険者 （国民年金加入中）	第2号被保険者 （国民年金加入中）
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
国民年金加入期間 (a)		国民年金加入期間 (b)		国民年金加入期間 (c)		国民年金加入期間 (d)		国民年金加入期間 (e)	
月		月		月		月		月	

3. 老齢年金の種類と見込額（年額）（現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています）

受給開始年齢	60歳	65歳	70歳	75歳
(1) 基礎年金	円	円	円	円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金
(3) 国民年金	国民年金	国民年金	国民年金	国民年金
(4) 加給年金	加給年金	加給年金	加給年金	加給年金
(5) 振替加算	振替加算	振替加算	振替加算	振替加算
(6) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(7) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(8) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(9) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(10) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(11) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(12) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(13) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(14) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(15) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(16) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(17) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(18) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(19) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(20) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(21) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(22) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(23) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(24) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(25) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(26) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(27) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(28) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(29) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(30) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(31) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(32) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(33) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(34) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(35) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(36) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(37) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(38) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(39) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(40) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(41) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(42) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(43) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(44) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(45) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(46) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(47) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(48) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(49) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(50) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(51) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(52) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(53) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(54) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(55) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(56) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(57) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(58) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(59) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(60) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(61) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(62) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(63) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(64) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(65) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(66) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(67) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(68) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(69) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(70) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(71) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(72) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(73) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(74) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(75) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(76) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(77) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(78) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(79) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(80) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(81) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(82) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(83) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(84) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(85) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(86) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(87) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(88) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(89) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(90) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(91) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(92) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(93) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(94) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(95) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(96) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(97) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(98) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(99) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付
(100) 加算給付	加算給付	加算給付	加算給付	加算給付

まります。40年加入の満額で781,700円（令和2年度）です。国民年金保険料を2年間未納だった場合の年金額は、約3.9万円少なくなります。過去に免除や猶予、未納期間のある人は、60歳から65歳までの間、国民年金に高齢任意加入して保険料を納めることで穴埋めすることができます。

年で10万円近い額が積み上がることになります。ねんきんネットではもっと詳しい試算ができますが、ざっくり計算でよければ、源泉徴収票の「支払金額」が年取ですから、さっそく計算してみませんか？

年取450万円で5年働くと年金はいくら増える？

老齢厚生年金の額

$$375,000円 \times \frac{5.769}{1,000} \times 60月 = 129,800円$$
 年取450万円 ÷ 12 = 375,000円

老齢基礎年金の額

$$791,700円 \times \frac{5年}{40年} = 98,900円$$
※20～60歳までの加入期間
 （国民年金加入期間）